

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田口邦雄、同本渡章の上告趣意のうち公職選挙法一三八条一項、二三九条三号の違憲（憲法前文、一五条、二一条一項違反）をいう点は、公職選挙法の右各条項が憲法前文、一五条、二一条一項に違反するものでないことは、当裁判所の判例（最高裁昭和二四年（れ）第二五九一号同二五年九月二七日大法廷判決・刑集四卷九号一七九九頁、同四三年（あ）第二二六五号同四四年四月二三日大法廷判決・刑集二三卷四号二三五頁）の趣意とするところであり、公職選挙法一四六条一項、二四三条五号の違憲（憲法前文、一五条、二一条一項違反）をいう点は、公職選挙法の右各条項が憲法前文、一五条、二一条一項に違反するものでないことは、当裁判所の判例（最高裁昭和二八年（あ）第四〇三〇同三〇年三月三〇日大法廷判決・刑集九卷三号六三五頁）の趣旨とするところであり、公職選挙法二五二条の違憲（憲法前文、一五条違反）をいう点は、公職選挙法の右条項が憲法前文、一五条に違反するものでないことは、当裁判所の判例（最高裁昭和二四年（れ）第一九〇九号同二五年四月二六日大法廷判決・刑集四卷四号七〇七頁、同二九年（あ）第四三九号同三〇年二月九日大法廷判決・刑集九卷二号二一七頁）の趣旨とするところであるから、所論はいずれも理由がなく、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五六年六月一八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 団 藤 重 光

裁判官 藤 崎 萬 里

裁判官 本 山 亨

裁判官 中 村 治 朗

裁判官 谷 口 正 孝